

Ⅱ. 研修別報告

1. 岐阜県看護実践研究交流会への研究支援

岐阜県看護実践研究交流会への研究支援

キーワード： 看護実践研究 岐阜県看護実践研究交流会 研究支援

I. 研究支援の趣旨

岐阜県立看護大学では、平成 15 年度から「岐阜県看護実践研究交流会（以下、交流会とする）」の会員を対象に研究支援を実施している。これは本学教員が賛助会員として、交流会会員である看護職が看護実践上の課題に関して主体的に取り組む研究活動について、面接・メールによる助言・指導・相談を行うものである。

交流会は、県下の実践に従事する看護職が、自らの看護実践の改善のため主体的に研究に取り組む力を高めることと、その体験を共有・交流することにより、看護実践の改革と看護サービスの質の向上を図ることを目的として、平成 15 年 2 月に発足したものである。本学教員は、賛助会員として継続して交流会の活動を支援してきており、研究支援もその一つである（岩村ら, 2004；平山ら, 2009）。

本学の研究支援は、交流会の活動支援と共に、看護研究センター、全学的組織である看護研究センター運営委員会及びその下部組織である研究交流促進部会が中心となっており、効果的な研究支援システムとして機能するために交流会役員と協議を重ねつつ実施している。

なお、交流会は、平成 30 年 9 月に設立された「看護実践研究学会」へと組織移行し、平成 30 年度末をもって活動を終了する。研究支援については、「看護実践研究学会」が引き続き行う予定である。

II. 担当者

研究支援の運営実務は、以下の教員が実施した。

大川眞智子、田辺満子、松下光子、小森春佳（看護研究センター）

III. 研究支援の運営・方法

1. 支援する研究

会員が主体的に行う研究であること、看護実践の改善に直結する課題への取組であることを条件にしている。また、研究計画や進捗状況に応じた、面接・メールによる数回程度の支援に限られるため、課題や方法がある程度明確であることが望ましく、研究の初歩からの支援が必要な取組は除外される。また、教員の専門性やキャパシティ（一人の教員が担当できる件数）により、支援ができない場合もある。

2. 支援適用の決定までの流れ

研究支援の受付から支援適用の決定、交流集会での報告までの流れは、図 1 に示しているとおりである。

1) 受付と支援担当教員の決定

研究支援を望む会員及び入会予定者は、随時、申込用紙を交流会の研究支援受付担当者を通じて本学に提出する。本学では、看護研究センターが窓口・調整役となり、支援担当教員を決定する。

なお、担当教員の選定は、教員の専門領域、申込者が所属する施設への実習や共同研究事業での関わり等を考慮するとともに、可能な限り複数領域の教員で担当できるよう努めている。

また、近年、継続して研究支援の申し込みをする方が出てきているため、研究支援申し込み用紙に継続研究か否かの記載欄を設けることで担当者が確実に把握できるようにし、継続研究の場合は前回と同じ教員から継続した支援が受けられるよう配慮している。

2) 支援担当教員と申込者の初回面接

申込者との初回面接においては、研究支援の適用の可能性を探るだけの面接ではなく、研究の方向性を確認し、申込者の意思決定へのアドバイスや研究への意欲をさらに高めるような支援的面接を実施することを取り決めている。

支援担当教員は、申込者との初回面接において、申込用紙をもとに研究の動機や目的・方法・準備状況などを確認する。その際、申込用紙に書ききれていない申込者の意図を十分に聞き、明確になっていない部分を話し合うことによって、研究内容を明確にしている。そして、その結果で、研究支援の可能性を検討し、研究支援の適用・不適用の決定を行う。

初回面接用紙に所属部署の要請の有無や、適用となった場合の今後の支援予定を記入できるようにし、準備状況、達成目標、完成期限や発表予定のスケジュール等を確認して支援が行えるようにしている。また、研究支援に関する覚書を作成し、看護職と支援担当教員の双方が初回面接で確認することにより、了解して計画的に支援が行えるようにし、加えて、研究支援の適用・不適用を決定する際のチェックポイントについての申し合わせ事項を作成している。

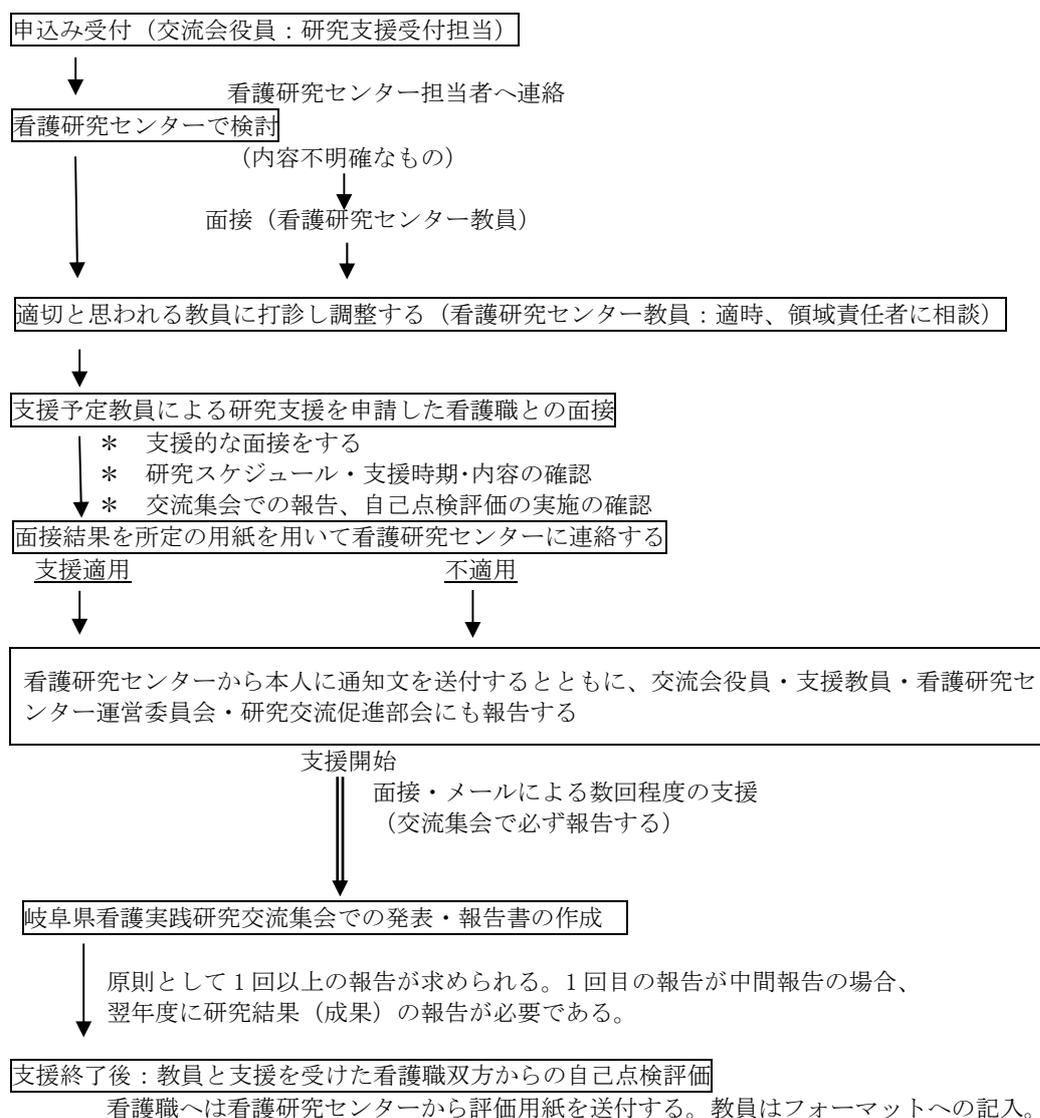


図1 研究支援の流れ

3. 支援方法

看護職が主体的に研究に取り組むことを重視し、1年間の支援期間内に研究計画や進捗状況に応じて、数回程度の面接やメールによる相談への対応や助言、指導といった支援を行う。その際、実践から乖離した支援にならないよう、対象者に来学を求めるだけでなく、現地に出向く形態もとる。また、教員個人の専門性の限界や助言の偏りを防ぐことを考慮し、2名以上の教員で行う。また、後述の交流会での報告や抄録・報告書の作成に関わる支援も、希望に応じて行う。

4. 研究に関わる経費

看護職が研究支援を受けるために来学する際の経費を含め、研究に要する費用は、申請した看護職の負担となる。大学の教員が現地に出向く場合には、大学の経費の範囲内で行い、支援対象者からの謝金等は不要である。

5. 岐阜県看護実践研究交流会での報告

研究支援を受けた看護職は、交流会の会員が行った研究を報告・討論する、「岐阜県看護実践研究交流会」（以下、交流会とする）において、原則として1回以上の報告が求められる。1回目の報告が中間報告の場合は、翌年度に研究結果（成果）の報告が必要となる。

6. 自己点検評価

大学の活動評価のため、他の活動と同様に自己点検評価を実施する。1年間の研究支援期間終了後に、教員と支援を受けた看護職双方からの評価を行う。

IV. 研究支援の実績

1. 運営状況

1) 研究支援の課題・対象・支援教員の状況

平成29年度に支援を開始し、平成30(2018)年度も引き続き支援した研究課題は3題である(表1-1)。支援対象は、病院(2施設)の看護師7名であった。支援担当教員は、地域基礎看護学・機能看護学・成熟期看護学領域、及び看護研究センターから選出された6名(各課題につき2名)である。なお、3題すべてが新規申請であった。

また、平成30(2018)年度に支援を開始したのは5題である(表1-2)。支援対象は、病院(4施設)の看護師9名であった。支援担当教員は、地域基礎看護学・成熟期看護学領域、及び看護研究センターから選出された10名(各課題につき2名)である。なお、4題が新規、1題が継続である。

表1-1 平成29年度に支援を開始し、30年度も支援した研究課題

番号	研究課題	申込者	支援担当教員 (所属領域)	支援適用期間 (継続年数)
1	退院後の内服管理に向けての取り組み	病院 看護師4名	北村 直子 (成熟期看護学) 浅井 恵理 (成熟期看護学)	平成29年6月 ～30年5月
2	内服に消極的な患者の内服への認識の変化 - コンコーダンス・スキルを活用した面接による援助 -	病院 看護師1名	星野 純子 (成熟期看護学) 松下 光子 (看護研究センター)	平成29年10月 ～30年9月
3	精神科病棟における不穏時薬使用の看護師の判断とケア	病院 看護師2名	石川 かおり (地域基礎看護学) 水野 優子 (機能看護学)	平成29年9月 ～30年8月

表1-2 平成30年度に支援を開始した研究課題

番号	研究課題	申込者	支援担当教員 (所属領域)	支援適用期間 (継続年数)
1	地域包括ケア病棟における多職種で実施する退院前カンファレンスの現状分析	病院 看護師1名	古川 直美 (成熟期看護学) 原田 めぐみ (地域基礎看護学)	2018年6月～ 2019年5月
2	退院後の内服管理に向けての取り組み	病院 看護師4名	北村 直子 (成熟期看護学) 浅井 恵理 (成熟期看護学)	2018年6月～ 2019年5月 (2年目)
3	抗うつ状態の患者へのアプローチ - 休息への援助 -	病院 看護師1名	山田 洋子 (地域基礎看護学) 葛谷 玲子 (地域基礎看護学)	2018年11月～ 2019年10月
4	不穏状態の患者への看護	病院 看護師2名	松下 光子 (看護研究センター) 渡邊 清美 (地域基礎看護学)	2019年3月～ 2020年2月
5	終末期患者・家族の願いを叶えるケア	病院 看護師1名	大川 眞智子 (看護研究センター) 宇佐美 利佳 (成熟期看護学)	2019年2月～ 2020年1月

2. 支援対象(看護職)の自己点検評価

平成30年1月から12月末までに支援を終了した3題のうちすべての支援対象(看護職)から、以下のとおり自己点検評価の回答が得られた。

1) 研究計画の進行状況

3題すべてが、「終了」している。

2) 研究支援を受けて良かったこと

3題すべてに記載されており、「アンケート結果について、一目で理解できるような表を作成することができた」「データの分類の仕方が分からなかったが、指導を頂いたおかげでできた」「自分たちに気づけない視点やアドバイスを受け、実施した研究を分かりやすく表現することができた」「面談時は1回1時間近く時間を取っていただき、しっかりと話すことができた」であった。

3) 実践の改善・充実について

(1) 実践の改善・充実につながったこと

3題すべてに記載されており、「今回の研究で配薬カンファレンスを行うようになり、退院支援の一環として家族の協力や他職種との連携を図り、個別性のある内服管理支援を行えるようになった」「カンファレンスの実践が増加した」「対象は1名であったが、患者様の考え方や思いを知ることに関わり方やアプローチの方法を変える等、患者様への関わり方を学ぶことができ、実践につながった」といった実践の変化に加えて、「対象患者のことをよく見るようになった」「不穏時薬使用時の判断がしやすくなり不安、迷いが軽減した」「病棟看護師の内服自己管理支援に対する意識の変化が生じ積極的に支援に参加できるようになった」といった、支援を受けた看護職本人、及び病棟看護師の意識に変化が生じたことが記載されていた。

(2) 今後、どのように実践の改善・充実につなげていきたいか

3 題すべてに記載されており、「患者の思いを尊重して実践につなげていきたい」「病棟内でも、統一したケアができるよう、コンコーダンスについて広めていきたい」といった前向きな意見に加えて、「現在、大学と共同研究をさせてもらい、内服自己管理支援を受けて退院した患者家族からの評価を得て、取り組みの成果を明らかにし、在宅生活支援の方法について引き続き検討中です」といった、共同研究の取り組みに発展した旨の意見も確認された。

4) 研究支援を受けて良くなかったこと

1 題に記載されており、支援を受けるための調整に期間を要するといった内容だった。

5) さらに欲しいと思った支援

特に無かったが、「現在の支援に満足でした」という記載があった。

6) 研究支援システムの改善点

特に無かった。

7) その他、研究支援についての意見・感想

2 題に記載されており、「研究計画書の作成、統計データ分析等、日常の看護業務とは異なっていてなじみのない面が多く、先生たちからのアドバイスは大変助かりました。今後も、研究支援をお願いしたいと思っています」「大変満足のいく支援を受けることができました」の意見が確認された。

3. 支援を実施した教員の自己点検評価

平成 30 年 1 月から 12 月末までに支援を終了した 3 題すべての支援担当教員の回答である。

1) 研究支援の内容・方法

研究支援の具体的内容は、「研究計画の段階からデータ収集方法、分析方法等について」「交流集会発表の抄録、内容やパワーポイント」「院内発表の内容」各 1 件であった。

支援方法としては、面接が 3 回～5 回であり、メールでの支援が 2 回～15 回であった (表 2)。

表 2 研究支援の方法と回数

番号	大学で面接	現地で面接	テレビ会議	メール	電話・FAX・郵便
1	3回	—	—	3回	—
2	4回	—	—	2回	—
3	5回	2回	—	15回	—

2) 実践の改善・充実について

3 題すべてで確認された。

具体的には「内服に消極的な精神疾患をもつ患者さんに、内服に関する認識を高め、症状コントロールにつながると考えられた」「精神科病棟における不穏時薬使用の看護師の判断とケアを明確にする取り組みを実施しており、『患者のことをよく見るようになった』『不穏時薬使用時の判断がしやすくなり看護師の不安、迷いが軽減した』『カンファレンスの実践が増加した』などの充実につながった」「退院支援の一環として配薬カンファレンスを開催するようになり、個別性のある内服管理支援を行えるようになった。また、病棟看護師の意識にも変化が生じ、内服管理支援に積極的に取り組めるようになった」等であり、看護職の意識の変化や今後の実践改善につながる成果が確認された。

3) 教育・研究活動の発展への繋がり

3 題すべてに記載されており、「看護の現状を知り学ぶ機会になった」2 件、「今後の研究・教育活動の一助としたい」2 件、「実習施設なので学生の教育に影響があるかもしれない」等であった。

また、「同様のテーマで引き続き、共同研究として取り組む」ことに発展した研究が 1 題あった。

4) 研究支援実施上の困難さ

特に困難なことの記述はなく、むしろ「主体的に研究を進めておられたので、困難に感じることはなかった」という記載があった。

5) 研究支援システムの改善点

3 題すべて、特に意見は無かった。

6) その他

その他として、「先方からの連絡のタイミングで面接していたため、間隔がかなりあくと支援側としては進捗状況などが少々気になることがあった」という意見があった。

V. 岐阜県看護実践研究交流会の活動支援

1. 岐阜県看護実践研究交流会の運営に関する支援

1) 交流会役員会の協議への参加

平成 30 年度は、交流会の役員会が本学にて 8 回開催され、毎回、研究交流促進部会の教員 1~2 名が参加した。役員会において、教員は、研究支援の適用課題の状況や支援を受けた看護職及び支援教員の自己点検評価の結果などを報告するとともに、研究支援の改善に向けて役員と検討を重ねた。また、交流集会の企画・実施や活動報告書の作成に関しても、役員会での協議に参加して支援した。

これまでも交流会の活動をどのように進めていくのか役員会での協議を重ねていたが、交流会活動に関する役員一人ひとりの意思を確認した上で、「看護実践研究学会」への移行に向けた支援を行った。

2) 交流集会の抄録及び交流会の活動報告書の作成支援

平成 28 年度には、活動報告書原稿の執筆要領について、交流会役員会と検討を重ねつつ、その改訂に向けた支援を行った。これまで、交流集会報告者には、報告書原稿を 6 枚以内で作成することとしてきたが、学会等への公表の妨げにならないよう研究概要を記載することとした。また、報告者が現場で取り組んだ研究活動の意義・成果が他者により伝わるように、交流集会での意見交換を含む研究活動の振り返りや今後の予定、研究支援を受けた感想を記載することとし、研究概要も含めて報告書原稿を 2~3 枚以内で作成することと変更した。平成 30 年度は、変更後 3 年目になるが、研究活動の振り返りや今後の予定、研究支援の感想といった看護職の認識を記載することで、より現実味を帯びた研究報告になり、その成果と課題がリアルに伝わるものになった。

抄録や報告書の構成・内容については、倫理的配慮を含めて助言を行なうとともに、原稿の編集作業や印刷・発刊に関する事務作業および経費についても支援した。とくに今年度は、交流会としては最後の報告書発刊となるため、16 か年のあゆみという章を起し、交流会の初代表や現代表、本学学長の挨拶、交流会役員の所感に加えて、これまでの活動実績を表にとりまとめて掲載することを支援した。

2. 岐阜県看護実践研究交流集会の開催に関する支援

平成 30 年 9 月、交流会の事業である第 15 回岐阜県看護実践研究交流集会(以下、交流集会とする)が開催され、現場看護職 73 名、本学学生 2 名、本学教員 51 名の参加を得た。本学教員は賛助会員として、交流集会の準備・実施を全学体制で支援した。

交流集会における発表は、交流会会員(本学修了者)が座長、交流会役員が進行補助役を務め、まず、発表者によるパワーポイントを活用した報告、次いで、質疑応答および参加者を含めた討議が実施された。教員は、各演題の討議に参加し、研究者がさらなる研究の取り組みを発展・推進できるようワンプントアドバイスをするなどの支援的かわりを行った。

午前の部で研究発表が実施された 4 題のうち、3 題が当該事業における研究支援を受けたものであった。これら発表の際の抄録・報告書の原稿作成や報告のための媒体作成などについては、研究支援の担当教員が看護職を支援した。

VI. 課題および改善策

1. 研究支援のあり方・方法について

今年度の支援教員・支援対象の自己点検評価によると、支援方法は、面接に加えて、メールでのやり取りを行うなど、適宜、現場看護職のニーズ(時間や支援内容など)に合わせる形で実施されていた。面接回数は 2~5 回程度であり、メールでの支援も複数回にわたっている。自己点検評価において、日程調整に時間を要する旨の意見はあるが、概ね看護職のニーズに沿う支援であったと考える。

支援教員・支援対象の自己点検評価結果より、教員が実施した支援は、看護職の問題意識や主体性を尊重したかわりであり、支援ニーズに沿った支援であったことが推察される。また、実践や人材育成の改善・充実を確実に導く研究活動になることを意図した支援がなされていたのではないかと思われる。また、教員の支援内容・方法は、いずれも看護職の支援ニーズに沿っており、看護職からも肯定的に評価され、気づき・学びを得る機会になっていることが確認された。実践研究に取り組む看護職を支援することは、生涯学習支援としても有意義であると考えられる。

研究支援の充実に向けた FD 研修会(平成 25 年度)でのグループ討議の結果(大川ら, 2015a)や支援を受けた看護職への面接調査の結果(大川ら, 2015b)等から、研究支援事業の趣旨や支援方法について、学内および看護職との共通理解を強化する必要性が確認できた。そこで、26 年度申請分から、支援担当教員に面接し、研究支援事業の趣旨や支援方法、支援の流れ、初回面接時の留意点などについて、資料を用いて説明し、初回面接での研究支援のシステムに関して教員から看護職へ十分に説明して欲しい旨を伝えている。今年度の看護職からの自己点検評価において、研究支援のシステムに関する大きな戸惑いは見受けられなかったことから、初回面接で担当教員から看護職に対して十分に説明されたためと思われる。

平成 30 年度の共同研究事業においては、研究支援から発展して共同研究に取り組むことになった研究課題が 1 題あった。研究支援での看護職とのかかわりが共同研究へと発展したものであるが、この積み重ねが現場での実践研究の取り組みを推進し、県内の看護の質向上に寄与することにつながっていくと思われる。

2. 新組織「看護実践研究学会」への移行

岐阜県看護実践研究交流会は、看護実践に従事する看護職が、主体的に自らの看護実践の改善・研究に取り組む力を高めること、及びその体験を共有・交流することで看護の改革と看護サービスの質の向上を図ることを目的として、平成 15 年度（2003 年度）に設立され、岐阜県看護実践研究交流会役員会が中核となって運営を行ってきた。開設後は会員数が年次的に増加したが、その後減少に転じており、研究支援数も減少がみられている。

本学は、当該交流会の諸活動を全面的に支援してきた。しかしながら、①看護系大学・大学院の増加に伴う看護系学会の増加、②研究支援を看護部事業として非常勤講師の招聘等により実施する施設の増加等、看護職の研究活動に関わる状況が確実に変化している。これらの状況を鑑み、新たな状況の中で看護職が主体的に自らの看護実践の改善・研究に取り組む、その体験の共有・交流を推進する役割を担うことのできる組織が必要と考え、新組織「看護実践研究学会」への移行に至った。

研究支援については、「看護実践研究学会」においても事業として継続予定である。これまでの実績を基盤にしながら、より看護職のニーズに合った研究支援を行うべく、「看護実践研究学会」との協働体制のもと、看護実践研究の充実・発展を推進していく。

【文献】

- 平山朝子，岩村龍子，大川眞智子．（2009）．看護研究支援システムの構築に果たすべき大学の責務．看護展望，34（5），47－51．
- 岩村龍子，グレッグ美鈴，大川眞智子．（2004）．看護大学における岐阜県内看護職への研究支援システムの構築．岐阜県立看護大学紀要，4（1），185－190．
- 大川眞智子，岩村龍子，田辺満子，丹菊友祐子，前田美佐子．（2015）．岐阜県立看護大学における看護実践研究支援の成果と課題．岐阜県立看護大学紀要，15（1），139－147．